

○うきは市木造住宅耐震改修等事業費補助金交付要綱

(平成25年3月18日告示第29号)

改正 平成27年5月22日告示第37号 令和7年7月25日告示第55号

(趣旨)

第1条 市内の木造住宅の耐震改修を促進し、震災に強いまちづくりに寄与することを目的に、予算の範囲内においてうきは市木造住宅耐震改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、うきは市補助金等交付規則（平成17年うきは市規則第37号）に定めるもののほか、この告示に定める。

(定義)

第2条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法の基準に基づき、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する建築士が建築物の地震に対する安全性を評価することをいう。
- (2) 耐震改修工事 耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のものについて建物全体を1.0以上になるよう補強する又は1階部分を1.0以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事監理を含む。）をいう。
- (3) 建替え等に伴う除却工事 自らが居住するため、地震に対する安全性が確保された住宅を建築、賃借等により確保し、その木造住宅を除却することをいう。
- (4) 木造住宅 在来軸組構法、伝統的構法又は枠組壁工法で建築された木造の一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）をいう。
- (5) 施行者 木造住宅の所有者又は管理者で、耐震改修工事又は建替え等に伴う除却工事を行うものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象者は、前条第5号に規定する施行者であって、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 過去に同一木造住宅において本要綱による補助金の交付を受けていない者（市長が特に認める者を除く。）
- (2) 市税等を滞納していない者
- (3) 交付決定前に、耐震改修工事等の契約や工事着手を行っていない者
- (4) うきは市暴力団排除条例（平成22年うきは市条例第2号）第2条第2号の規定に該当しない者

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる耐震改修工事は、次の各号に掲げる要件を全て満たす木造住宅に対して市内事業者（市内に本店、支店等の事業所を有する事業者又は市内の個人事業者をいう。）が耐震改修工事が実施する耐震改修工事とする。

- (1) 市内に存するもの
- (2) 昭和56年5月31日以前に建築又は工事に着手したもの（昭和56年6月1日

以降に増築等を行ったものを含む。)

(3) 建築基準法（昭和25年法律第201号）及び関係法令の規定に違反していないもの

(4) 耐震診断の結果、建物の上部構造評点が1.0未満のもの

(5) 階数が2以下のもの

2 補助金の対象となる建替え等に伴う除却工事は、前項に掲げる要件を全て満たす木造住宅で、第8条の申請日において現に空き家でないものに対して実施するものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金は、耐震改修工事等に要する費用のうち補助対象住宅における住宅の用に供する部分の耐震改修工事等（以下「補助事業」という。）に要する費用とし、この補助金にかかる対象経費を重複して他の補助金等の交付を受けてはならない。（耐震設計・工事監理については、工事完了を条件とする。）

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定めるものとする。

(1) 耐震改修工事 耐震改修工事に要する費用の額の50パーセントに相当する額とし、100万円を上限とする。当該額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(2) 建替え等に伴う除却工事 除却工事に要する費用の額又は補助対象住宅の耐震改修工事に要する費用の額（補助金交付年度の国土交通省住宅局所管事業に係る1平方メートルあたりの耐震改修工事費の単価に延床面積を乗じて得た額）のいずれか低い方の23パーセントに相当する額とし、30万円を上限とする。当該額に1,000円未満の端数があるときは、1,000円未満を切り捨てた額とする。

(耐震改修工事等の内容の協議)

第7条 市長は、補助金の交付を受けようとする施行者（以下「申請者」という。）が耐震改修工事等の実施に関する契約を締結する前に当該申請者と必要な協議を行い、その内容について助言を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金交付の適否の決定)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、必要があるときは現地調査等を行い、当該申請に係る補助金の交付について法令及び予算等に照らして適否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定する場合において必要があるときは、補助金の交付について条件を付することができる。

(決定又は却下の通知)

第10条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助金の交付をすることが不適当と認めたときは、補助金交付申請却下通知書（様式第3号）により申請者に対し速やかに通知するものとする。

(補助金交付申請の取下げ)

第11条 市長は、前条の規定により補助金交付決定の通知を受けた申請者（以下「受給決定者」という。）が事情により補助事業（全部・一部）を中止するときは、速やかに当該受給決定者に対し補助金交付申請取下書（様式第4号）を提出させるものとする。

2 市長は、受給決定者が前項の補助金交付申請取下書を提出したときは、当該補助金の交付の決定（一部・全部）を取り消すものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部を取り消したときは、速やかに補助金交付決定（全部・一部）取消通知書（様式第5号。以下「取消通知書」という。）により受給決定者に対して通知するものとする。
（補助事業の内容の変更）

第12条 市長は、受給決定者が事情により補助事業の内容を変更するときは、速やかに当該受給決定者に対し変更承認申請書（様式第6号）により申請させるものとする。

2 市長は、受給決定者が前項の規定により申請したときはその内容を審査し、かつ、申請の内容の適否を決定し、速やかにその決定した内容を変更（承認・不承認）通知書（様式第7号）により当該受給決定者に対し通知するものとする。
（補助事業の遂行）

第13条 受給決定者は、補助金の交付の決定の内容及び市長が付した条件に従い、適切に補助事業を行うものとする。
（検査）

第14条 市長は、必要と認める場合においては当該補助事業の工程を指定し、検査を実施することができる。

2 市長は、当該補助事業が適切に行われていないと認める場合には、当該補助事業が適切に行われるよう施行者に指導するものとする。この場合において、受給決定者が指導に従わない場合は、市長は、補助金交付決定を取り消すことができる。
（実績報告）

第15条 受給決定者は、補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。
（補助金の額の確定）

第16条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（様式第9号）により当該受給決定者に通知するものとする。
（補助金の請求）

第17条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた受給決定者は、請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金交付の請求をするものとする。
（補助金の交付）

第18条 市長は、前条の請求があったときは、補助金を交付するものとする。
（交付決定の取消）

第19条 市長は、受給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 前項の規定は、第16条の補助金の額の確定通知を行った後においても同様とする。

3 市長は、第1項の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消したときは、取消通知書により施行者に対し通知しなければならない。

(補助金の返還)

第20条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る部分に関し既に補助金を交付しているときは、補助金返還命令書（様式第11号）により期限を定めてその返還を命じることができる。

(関係書類の整備)

第21条 受給決定者は、補助金の収支状況を明らかにした会計帳簿その他の書類を整備し、事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(その他)

第22条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年5月22日告示第37号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年7月25日告示第55号)

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第8条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第10条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第10条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第11条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第11・19条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第12条関係)

[別紙参照]

様式第7号(第12条関係)

[別紙参照]

様式第8号(第15条関係)

[別紙参照]

様式第 9 号(第16条関係)

[別紙参照]

様式第10号(第17条関係)

[別紙参照]

様式第11号(第20条関係)

[別紙参照]